

## (2) 派遣労働者の健康管理

最近人材派遣業等の急成長により、雇用形態が複雑化し、派遣労働者の健康管理が問題になることがある。派遣中の労働者に対する一般健康診断の実施義務主体は、派遣元事業主であり、派遣先事業主ではない（Ⅱ-15 5. 派遣労働者の安全衛生管理のポイント参照）。

特殊健康診断は、一定の有害業務に従事する労働者に対して、特別の項目について健康診断を行うもので、有害業務の遂行と密接な関連を有する。したがって、派遣中の労働者に対する特殊健康診断は、派遣先事業主が実施すべきものとされており、派遣元事業主には実施義務は課せられていない。特殊健康診断の結果は、派遣先事業主が派遣中の労働者に対し特殊健康診断を行った時には、遅滞なくこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成して、派遣元事業主に送付しなければならないとされている。

## 5. 派遣労働者の安全衛生管理のポイント

通常の労働者の場合には、これと直接契約をしている者（事業者・使用者）が契約に基づいて労働力の支配（労働者に対する指揮・命令）を行うことになる。一方、派遣労働の場合には派遣されている労働者と労働力の支配を行う派

表II-4 派遣労働者に対する責任の所在

(○印に責任有り)

項 目	根拠条文	派遣先	派遣元
時間外および休日の労働の管理 (但し協定の締結・届出は派遣元が行う)	基32	○	
総括安全衛生管理者の選任等	安10	○	○
産業医の選任等	安13	○	○
安全管理者の選任等	安11	○	
衛生管理者の選任等	安12	○	○
作業主任者の選任等	安14	○	
安全委員会の設置等	安17	○	
衛生委員会の設置等	安18	○	○
安全衛生推進者の選任等	安12の2	○	○
労働者の危険または健康障害を防止するための措置	安20~36	○	
定期自主検査	安45	○	
化学物質の有害性の調査	安58	○	
安全衛生教育（雇い入れ時）	安59第1項		○
安全衛生教育（作業内容変更時）	安59条第2項	○	○
安全衛生教育（危険有害業務の特別教育）	安59条第3項	○	
職長教育	安60	○	
就業制限	安61	○	
作業環境測定	安65	○	
作業時間の制限	安65の4	○	
健康診断結果に基づく作業転換等	安66の5	○	○
一般健康診断	安66第1項		○
特殊健康診断	安66第2項	○	
病者の就業禁止	安68	○	

※「基」は労働基準法、「安」は労働安全衛生法

遣先との間には直接の契約関係がない。派遣労働者との関係では派遣先は事業者（使用者）には該当せず、事業者（使用者）となるのは派遣元のみである。そのため、通常の労働者のように事業者（使用者）に対する義務づけ及びこれを前提とした罰則の適用によっては派遣労働者は必ずしも保護されない。そこで、

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に読替え規定を置くことによって個々の事項毎に派遣先、派遣元のいずれが措置義務を負うのかを明確に定め、派遣労働者の保護を図っている。

義務を誰に負わせるかという点で、①派遣元のみを負わせる事項、②派遣先のみを負わせる事項、③双方に負わせる事項の3つの型に分類される。主として雇用関係により出てくるものは①に、労働者に対する指揮・命令の関係より出てくるものは②に分類しているが、双方に責任を負わせないと派遣労働者の保護に欠ける恐れがあるものについては③に分類している。詳細は表II-4を参照のこと。

健康  
派遣